

令和5年6月6日判決言渡し 同日原本領收 裁判所書記官

令和4年(ワ)第9747号 債務不存在確認等請求事件

口頭弁論終結日 令和5年3月15日

判 決

5 東京都葛飾区西新小岩一丁目3番4-513号

原 告 立 花 孝 志
(以下「原告立花」という。)

千葉県船橋市本町一丁目11番29-101号

原 告 政治家女子48党
(以下「原告政党」という。)

同 代 表 者 大 津 綾 香
上記両名訴訟代理人弁護士 福 永 活 也

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号サンタワーズセンタービル5階
被 告 綾野剛 こと 川井剛
(以下「被告個人」という。)

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号サンタワーズセンタービル5階
被 告 株式会社トライストーン・エンタテイメント
(以下「被告会社」という。)

同 代 表 者 代表取締役 山 本 又 一 郎
上記両名訴訟代理人弁護士 結 城 大 輔

同 野 村 裕

同 高 畑 晶 子

同 白 水 裕 基

同 訴訟復代理人弁護士 小 林 敬 正

同 近 藤 祥 文

主 文

- 1 原告らの被告らに対する別紙動画目録記載の各動画の削除義務不存在確認請求に係る訴えをいずれも却下する。
- 2 原告立花のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告らの負担とする。

5

事実及び理由

第1 請求の趣旨

- 1 原告らの被告らに対する別紙動画目録記載の各動画の削除義務が存在しないことを確認する。
- 2 被告らは、原告立花に対し、連帯して、11万円及びこれに対する令和4年4月19日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。

4 (第2項につき) 仮執行宣言

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告らが、被告らが原告らに対して別紙動画目録記載の各動画（以下「**本件各動画**」といふ。）の削除を求める旨警告したと主張して、被告らに対し、本件各動画の削除義務が存在しないことの確認を求める（以下「**本件削除義務不存在確認請求**」といふ。）とともに、被告らによる上記警告が、原告立花の表現の自由を侵害すると主張して、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、慰謝料11万円及びこれに対する令和4年4月19日（不法行為後の日）から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（以下の各事実はいずれも、当事者間に争いがない。）

(1) 当事者

- ア 原告立花は、原告政党（なお、訴え提訴時の名称は、「NHK受信料を支払わない国民を守る党」であるが、時期を問わず、単に「原告政党」という。）の前党首であり、約53万人の登録者（令和4年8月24日当時）を抱える

Y o u T u b e チャンネル「立花孝志のターシー c h 【N H K の裏側】」（以下「本件チャンネル」という。）を運用している。

イ 被告個人は、芸能事務所である被告会社に所属している俳優である。

（2）事実経過

ア 原告立花による本件各動画の投稿

令和4年3月23日から同年4月14日にかけて、原告立花は、本件チャンネルにおいて、東谷義和（以下「東谷」という。）が、自身のY o u T u b e チャンネル「東谷義和のガーシー c h 【芸能界の裏側】」（以下「別件チャンネル」という。）で投稿した動画の内容を引用しながら、被告個人が、未成年の女性と性的行為に及んだと断定した上で、被告個人がドラマの主演を務めることは不適切であると指摘し、被告個人がテレビCMに出演している企業の製品の不買を呼び掛けることを内容とする、本件各動画を投稿した。

また、原告立花は、同年4月13日の政見放送においても、被告個人に関して、本件各動画と同様の内容に言及している。

イ 被告会社による警告文の送付

令和4年4月18日、被告会社は、原告立花に対し、本件各動画及び前記政見放送における原告立花の言動は、被告個人の名誉を著しく毀損し、被告会社の業務を妨害する行為であるとして、本件各動画を直ちに削除するよう求めるとともに、今後、虚偽の風評を流布するような言動を行わないよう警告する旨の警告書（以下「本件警告書」という。）を送付した。

3 原告らの主張

（1）本件削除義務不存在確認請求について

ア 確認の利益について

（ア）本件警告書の通知人名義は被告会社であるが、本件警告書では、被告会社よりもむしろ被告個人を被侵害利益の主体と明記し、被告ら双方の業務妨害を理由とする警告文となっている。これを見た原告らが、被告

会社のみならず、被告個人からも法的措置等が講じられる可能性があると危惧するのは当然である。

(イ) 本件警告書及び被告会社のホームページ上の「重要なお知らせ」記載の内容に鑑みると、本件警告書は、原告らに対する単なる注意やお願いベースでの相談によるものではなく、今後の法的措置も辞さない姿勢を感じさせるものであり、原告ら及び被告らにおける争いは具体的かつ緊迫したものである。

また、原告立花は、現在執行猶予中の身分であり、仮に本件各動画が被告らの名誉権を侵害する場合には名誉毀損罪に該当し、原告立花の執行猶予が取り消されることもあり得ることから、特に原告立花においては、本件各動画の公開を継続する上で、本件各動画の公開行為が被告らの名誉権を侵害するか否かについて確定的な判断を求める必要がある。

(ウ) したがって、原告らにおいては、原告らの被告らに対する本件各動画の削除義務が存在しないことを確認する利益が認められる。

イ 本件各動画の削除義務の存否について

(ア) 原告らが公開した本件各動画は、いずれも別件チャンネルで公開された動画を紹介し、その上で、これらが真実であれば被告個人の行為は不適切であり、しかるべき社会的制裁を受けるべきとの意見論評をしているだけであり、被告らの社会的評価を低下させるものではない。

(イ) 仮に被告らの社会的評価を低下させる場合にも、別件チャンネルの動画内容を前提に意見論評を行うに過ぎず、公正な論評の法理により違法性が阻却されるものである。

(ウ) したがって、原告らの、被告らに対する本件各動画の削除義務は存在しない。

25 (2) 本件警告書を送付したことの不法行為該当性及び損害額

ア 本件警告書は、原告立花の表現の自由を侵害するものであるから、被告ら

による本件警告書の送付行為は、不法行為を構成する。

イ 損害額

(ア) 慰謝料 10万円

(イ) 弁護士費用 1万円

5 4 被告らの主張

(1) 本件削除義務不存在確認請求について

ア 確認の利益について

(ア) 本件警告書を送付したのは、被告会社であり、被告個人はこれまで一度も、原告らに対し、本件各動画の削除請求をしていない。本件警告書は、被告会社において、自社に所属するタレントの権利を侵害する行為を確認したことから、原告立花に対し、当該行為を止めるように注意警告するという、芸能事務所として当然に求められる対応を行ったものに過ぎないのであり、被告会社が被告個人の人格権に基づく妨害排除請求権を代位行使するものでもない。したがって、原告らと被告個人との間で、本件各動画の削除義務の存否に関する紛争が具体化・現実化したと評価できないことは明らかである。

(イ) 前記(ア)のとおり、被告会社は、芸能事務所として当然に求められる対応を行ったに過ぎず、本件警告書の送付をもって、被告会社が原告立花に対し、法律上の請求権を行使したものではない。また、今後、被告会社独自の権利に基づき、原告立花に対し、法律上本件各動画の削除を請求する予定はない。

(ウ) したがって、本件各動画の削除義務の不存在確認の訴えは、確認の利益を欠くことが明らかである。

イ 本件各動画の削除義務の存否について

(ア) 本件各動画は、一般視聴者の普通の注意と視聴の仕方に従って視聴すれば、被告個人が未成年の女性と淫行をしたという事実を摘示しており、

被告らの社会的評価を低下させるものである。

(イ) 原告立花は、本件各動画を投稿する目的が、被告個人の知名度を利用して国民の注目を集めることにより、本件各動画の内容とは関連のない、原告らの政策を広く宣伝広報することを目的としている旨を自認しており、本件各動画の投稿が、専ら公益を図る目的によるものでないことは明らかである。

(ウ) また、被告個人が未成年者と性的行為に至ったことはない。

(エ) したがって、原告立花が本件各動画を投稿したことにつき、違法性は阻却されない。

10 (2) 本件警告書を送付したことの不法行為該当性及び損害額

ア 一般に、警告書はあくまで警告人の主張を述べ、伝達するものに過ぎず、法的に被警告人の言動を制約する効果はないのであるから、本件警告書の送付のみで原告立花の表現の自由が侵害されるものではない。

仮に、警告書の送付のみをもって被警告人の表現の自由が制約されることがあり得るとしても、被告会社が、本件警告書において脅迫的言辞を用いたり、これを執拗に何度も送付したりしたというような事実もないのであるから、被告会社による本件警告書の送付が、原告立花の表現の自由を侵害するものでないことは明らかである。

イ 原告らが主張する損害額については、否認又は争う。

20 第3 当裁判所の判断

1 本件削除義務不存在確認請求について

(1) 被告らは、前記のとおり、原告らの本件削除義務不存在確認請求について確認の利益を欠くとの本案前の答弁をしているため、まず、この点について判断を示す。

一般に、確認の訴におけるいわゆる確認の利益は、判決をもって法律関係の存否を確定することが、その法律関係に関する法律上の紛争を解決し、当

事者の法律上の地位の不安、危険を除去するために必要かつ適切である場合に認められるといえるところ（最高裁昭和47年11月9日判決・民集26巻9号1513頁）、本件各動画の削除義務の存否を確定させることが、法律上の紛争を解決し、当事者の法律上の地位の不安、危険を除去するために必要かつ適切であると認められるかどうか、以下、各被告との関係で検討する。

(2) 被告個人との関係

ア 原告らは、本件警告書において、被告個人が被侵害利益の主体として明記されていることから、原告らは、被告個人からも法的措置等が講じられる可能性があり、紛争が具体的かつ緊迫していると主張する。

イ しかしながら、本件警告書内で、警告人として記載されているのは被告会社のみであり、本件警告書の送付を、被告個人による警告あるいは被告会社が、被告個人の人格権に基づく妨害排除請求権を代位行使したものとは評価することができない。

10

15

また、被告個人が原告らに対し、本件各動画の削除請求をしたと認めるに足りる証拠は存しない。

20

ウ したがって、原告らと被告個人の間において、本件各動画の削除義務の存否につき、原告らの法律上の地位に危険、不安が現存しているとはいえないから、原告らの被告個人に対する、本件削除義務不存在確認請求に係る確認の利益は認められない。

(3) 被告会社との関係

ア 原告らは、本件警告書及び被告会社のホームページ上の「重要なお知らせ」記載の内容が、被告会社の、今後の法的措置を辞さない姿勢を感じさせるものであり、紛争が具体的かつ緊迫していると主張する。

25

イ しかしながら、被告会社は、今後、被告会社独自の権利に基づき、原告立花に対し、法律上本件各動画の削除を請求する予定はない旨を明らかに

している。また、被告会社が原告政党に対し、本件各動画の削除請求をしたと認めるに足りる証拠は存しない。

ウ したがって、原告らと被告会社の間において、本件各動画の削除義務の存否につき、原告らの法律上の地位に危険、不安が現存しているとはいえないから、原告らの被告会社に対する本件削除義務不存在確認請求に係る確認の利益も認められない。

(4) 小括

以上より、原告らの訴えのうち、本件削除義務不存在確認請求は、いずれも確認の利益を欠き、却下を免れない。

2 本件警告書を送付したことの不法行為該当性及び損害額について

(1) 本件警告書を送付したことの不法行為該当性について

ア 原告立花は、前記のとおり、本件警告書を送付したことが、原告立花の表現の自由を侵害するものであり、不法行為を構成するなどと主張している。

紛争の当事者の相手方に対し、一定の作為又は不作為を求める場合には、訴訟を提起する方法と訴訟外の交渉に委ねる方法があり得るところ、一般に、訴えの提起が不法行為を構成するのは、提訴者が当該訴訟において主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、同人がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たのにあえて提起したなど、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く場合に限ると解される（最高裁昭和63年1月26日判決民集42巻1号1頁）。そして、訴訟が提起された場合には、相手方は応訴を余儀なくされるのに対し、訴訟外の交渉において警告書等で、一定の作為・不作為を求める文書が送付された場合においては、相手方はこれに応答する義務もなく、これを無視したとしても何ら不利益が生じるものでないから、訴訟外の交渉において警告書等が送付された場合において、これが不法行

行為を構成するのは、警告書等に記載された請求が脅迫等を伴うものであつたり、当該警告書の送付者が、当該文書において請求した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、同人がそのことを知りながら、又は通常人であれば容易にそのことを知り得たのに、あえてその請求をしたりしたなど、その行為の態様が社会通念に照らして著しく相当性を欠く場合に限るというべきである（最高裁平成21年9月4日判決民集63巻7号1445頁参照）。

イ 前提事実(2)アによれば、本件各動画が、被告個人の社会的評価を低下させ、被告会社の業務を妨害するものであることは明らかであって、本件各動画の削除等の請求が事実的、法律的根拠を欠くものであったとはいえないし、これら請求が脅迫等を伴うものであったと認めるに足りる証拠も存せず、その行為の態様が社会通念に照らして著しく相当性を欠くとは認められないから、本件警告書の送付が不法行為を構成するものということはできない。

(2) 以上検討してきたとおり、被告会社による本件警告書の送付は不法行為を構成しないから、原告立花の不法行為に基づく損害賠償請求については、その余の点について判断を示すまでもなく、理由がない。

第4 結論

よって、本件訴えのうち、原告らの本件削除義務不存在確認請求はいずれも不適法であるからこれらを却下し、原告立花のその余の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第12部

裁判長裁判官

高木勝己

高木勝己



5

裁判官

神吉康二

神吉康二

裁判官

三井みのり

三井みのり

10

(別紙)

動画目録

	公開日時	動画タイトル	動画URL
1	R4/03/23	綾野剛【TBS】v s ガーシー ch 日曜劇場オールドローキーの主役はこのまま綾野剛さんになるのか？	https://www.youtube.com/watch?v=MijpMZkOTfk
2	R4/03/30	綾野剛の淫行を NHK 政見放送でオンエアします！& ガーシー ch の PR をして来ました(^○^) 放送は 4 月 15 日頃です。	https://www.youtube.com/watch?v=cHBBjGXd0NY
3	R4/03/30	綾野剛の淫行を NHK 政見放送でオンエアします！& ガーシー ch の PR をして来ました(^○^) 放送は 4 月 15 日頃です。の解説動画	https://www.youtube.com/watch?v=MX248SLIq_o
4	R4/03/31	綾野剛の淫行を NHK 政見放送でオンエアします！と TBS 関係者に伝えた ら・・・	https://www.youtube.com/watch?v=uopqPUDTkz0
5	R4/04/01	綾野剛の淫行を NHK 政見放送でオンエアします！と ガーシーこと 東谷義和さんに	https://www.youtube.com/watch?v=hUkukWINOY0

		伝えたら・・・	
6	R4/04/14	東谷和義のガーシーch を NHK 政見放送で宣伝しました【先程は実際に NHK 金沢 放送局でオンエアされました】	https://www.youtube.com/ watch?v=6mDNLP0T6ro

これは正本である。

令和5年6月6日

東京地方裁判所民事第12部

裁判所書記官 若林聖

